

大会への参加及び大会実施におけるガイドライン

(令和4年5月13日版)

大会参加について

- 県外で開催される大会への参加は可とする。大会への参加にあたっては、生徒及び保護者に対して事前に参加の意向を確認し、より特段の感染防止対策を徹底して参加する。なお、大会参加後2週間は、検温を含め体調管理をしっかりと行うとともに、無料のPCR検査等（PCR検査又は抗原定性検査をいう。以下同じ。）を活用すること。併せて、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を活用する。
- 「緊急事態宣言対象地域」及び「まん延防止等重点措置対象地域」で開催される公式大会以外の大会への参加については、自粛することとする。
- 大会参加に伴う宿泊については可とする。ただし、宿泊を行う場合は、最大限の感染防止対策を講じるとともに、下記の宿泊についての項目を遵守する。
- 学校関係者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合、生徒等の大会参加の基準は次のとおりとする。
 - ・陽性者及び保健所から濃厚接触者と認定された生徒等は、保健所から指示された行動制限（自粛）期間中は大会に参加することができない。ただし、濃厚接触者については、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して、4、5日目の抗原定性検査（または5日目のPCR検査）で陰性が確認された場合は、当該日から大会に参加することができる。
 - ・保健所等からの指示により、接触者（濃厚接触者は除く。以下同じ。）としてPCR検査等の受検を指示された生徒等は、当該検査結果で陰性が判明するまでの期間は大会に参加することができない。
 - ・PCR検査等の対象外の生徒等は大会に参加することができる。
 - ・その他、各競技団体が定める参加基準（ガイドライン等）がある場合は、当該基準も併せて遵守すること。
- 同居する家族等がPCR検査等を受検する場合は、公式大会への参加に限り、「鳥取県立学校版感染症予防ガイドライン」の基準によらず、参加を認めることとする。（ただし、当該生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合や、濃厚接触者となった場合を除く）
- 同居する家族等が陽性者となり、生徒等が保健所から濃厚接触者として認定された場合の大会参加の基準は次のとおりとする。
 - ・当該生徒等は、保健所から指示された行動制限（自粛）期間中は大会に参加することができない。ただし、最後に接触した日の翌日から起算して、4、5日目の抗原定性検査（または5日目のPCR検査）で陰性が確認された場合は、当該日から大会に参加することができる。
 - ・大会へ参加している時に、保健所から濃厚接触者として認定された場合、当該生徒等は判明後直ちに大会への参加を取りやめ、保健所からの指示に従う。
 - ・その他の生徒等については、大会へ参加することができる。
- 大会に参加する選手、監督、コーチ、運営スタッフ等は、競技団体のガイドライン等で示されている基準や方針等を遵守するとともに、大会の1週間前から検温結果及び体

調について別紙の「体調管理表」に記録し体調管理に努める。当日、検温を行い、体調不良や発熱等の風邪の症状がある者は参加できない。主力選手であっても、このことを徹底する。ただし、医師の診断により参加の許可を得た場合は可とする。

移動について

- 借り上げバスや公共交通機関及び自家用車等（レンタカー、中型自動車含む）を利用して移動する際は、乗車時に可能な限り相互の間隔を空けることとし、マスクを正しく着用し、大きな声で話さない。併せて、窓を開けるなど可能な限り換気に努める。
- 借り上げバス及び自家用車等（レンタカー、中型自動車含む）での移動で換気が難しい場合は、密閉となる時間が最小限となるよう短時間ごとに休憩を取り、休憩中はドアを開放して換気する。

宿泊について

- 顧問又は引率者は、宿泊を行うにあたって、宿舎が定めた感染防止対策及び本ガイドラインを事前に生徒等へ周知・徹底する。
- 宿舎内においては、食事中以外はマスクを正しく着用し、大きな声を出さない。
- 宿舎内がスリッパの場合は、生徒等自身がテープ等で名前を貼り、他人と共用しない。
- 宿泊を行う場合は、原則個室とする。ただし、個室が全員分確保できず相部屋での宿泊となる場合には、宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。なお、部屋の定員の50%以下の配宿が困難な場合は、部屋内において特段の感染防止対策を徹底する。また、二段ベッドは頭の向きを互い違いにする等、部屋内でも人と人との距離をとる。
- 相部屋となる場合は、ルームキー、キーカードは部屋で一人が所持して使用する。また、部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの着用や換気をするなど、密閉、密集、密接をそれぞれ回避するよう、感染症予防対策を徹底する。なお、リモコン、電源スイッチなど共用部分についても、一人が操作することとし、使用したら消毒を行う。
- 宿舎での食事は原則一人盛りでの提供とする。ただし大皿等で提供される場合は、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行う。また、ご飯やお茶等の盛り付けについても、従業員の方に盛り付けてもらうか、役割を決めて行い、トングや取り箸などの共有は行わない。
- 食事は黙食し、会話の際はマスクを正しく着用する。
- 片付けについては、従業員の方の指示に従って、人と人との間隔をとって行う。
- 入浴について宿舎から指示がある場合は、宿舎からの指示に従うとともに、本ガイドラインに則って実施する。
- 入浴は、部屋の風呂を使用する。部屋に風呂がなく、大浴場を利用する場合は、顧問又は引率者がグループ分けや入浴順番のタイムテーブルを作成するなどし、脱衣室、浴室が密閉、密集、密接とならないようにする。1グループ終わるごとに、顧問又は引率者が脱衣室の共用部分（ロッカー、脱衣かご、体重計、ソファ、イス、ドライヤー等）の消毒を行う。消毒等が終わるまで、次のグループは部屋で待機とし、浴室前等が密集、密接とならないようにする。

- 大浴場を利用する場合のタオルは、部屋にあるものを持って行き使用するか、個人で準備したものを使用し、他人と共用しない。
- 脱衣室内において会話は控える。会話をする場合は、マスクを正しく着用して行う。
- 脱衣室及び浴室を使用中は、換気扇を稼動する等で換気を徹底する。また、ドライヤー等を共用する場合は使用前後での手洗い若しくは手指消毒を徹底する。
- 顧問又は引率者は、集合やミーティングは、距離を取って行える場所を確保し、全員がマスクを正しく着用して行う。

大会運営について

- 大会主催者は、感染症予防対策責任者を置き、その者の指揮命令の下、観客への対応も含め、大会における感染症予防対策を実施するとともに、事前に周知徹底する。
- 大会主催者は、中央競技団体からの活動方針やガイドラインに則って運営を行う。
- 大会主催者は、観客を含め参加者の連絡先を把握できる場合を除き「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」の活用を図る。
- 大会主催者は、本ガイドラインを基に実施する大会の具体的な感染防止対策を保護者へ事前に提示し、生徒の参加についての同意書の提出を求める。
- 大会主催者は、出入口には、手指消毒剤を設置する。
- 大会主催者は、参加者に対して、受付等で検温を実施する。
- マスクを着用していない者がいた場合は、主催者がマスクを配布し、着用率100%を担保する。
- 監督・コーチ・選手・運営スタッフ・観客全てを含めた人数は、上限人数5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方かつ収容率は、50%を上限とする。
- 大会主催者は、受付等において、参加者等が距離をおいて並べるよう目印を設置する。
- 大会主催者は、対面する場所については、必要に応じてアクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。ただし、観客の受付及び対応については、生徒に行わせない。
- 監督、コーチ、選手、運営スタッフはマスクを正しく着用する。ただし、夏季においては熱中症の心配があるため、状況に応じてマスク着用について柔軟に対応する。なお、会話や指導を行う場合は、マスクを正しく着用する。
- 選手は原則として、試合中のみマスクを外すことができる。
- 監督・コーチ・選手は、試合の前後だけでなく試合中にも、手洗い又は消毒を行う。
- 開会式や閉会式を実施する場合、大会主催者は、密集・密接とならないよう、参加者の人数制限や、参加者相互の間隔（できるだけ1m）を広くとること、マスクを正しく着用することなどの対策をして実施する。
- 屋内競技は試合中であっても定期的（30分に1回5分程度）に大会主催者主導で一斉に換気を行う。会場の状況によっては、送風機などで空間の空気を動かす対応も実施し、密閉空間とならないよう努める。
- 大会主催者は、選手が触れる用具、器械、器具は、定期的（試合の間等）に消毒する。ただし、材質やメンテナンス上、消毒が困難な場合は、選手自身が、消毒を行うよう呼びかける。
- 水分補給は個人で容器を用意し、まわし飲みはしない。
- タオルは個人で準備し、共用しない。また、必要に応じて手洗い場にペーパータオル

(使い捨て)を準備する。

- 昼食等は、個人で準備し、他人へ供与しない。
- 昼食等を大会主催者で準備する場合は、配布する役割を決めて個人に配布し、他人の分をまとめて受け取ることはしない。
- 熱中症予防対策も合わせて実施し、観客等への注意喚起も適宜行う。
- 試合中は監督、コーチ、選手は大きな掛け声は出さない。
- ミーティングなどにおいて、密閉空間での滞在を避ける。
- 大会主催者は、更衣の際は、更衣室の使用人数を、人と人との距離が1 m以上確保できるよう利用人数を制限し、定期的(30分に1回5分程度)に換気に努める。また、利用人数や注意点の掲示を行う。
- 大会主催者は、試合会場で手が触れる場所を、定期的に消毒を行うために、計画を立てて行う。
- 選手の待機場所については、大会主催者において場所を指定するなどして、密閉、密集、密接それぞれを回避するようにする。
- 大学等の関係者が勧誘等で来場した場合は、名刺等で本人確認を行い、検温及び体調について確認の上、入場を許可し許可証などを発行する。その場合の入場場所は、客席か本部とし大会主催者が判断する。
- 報道関係者が取材で来場した場合は名刺等で本人確認を行い、検温及び体調について確認の上、入場を許可する。競技の妨げとならないよう取材可能エリアなどを予め設定しておく。
- 報道機関による選手・監督、大会関係者への取材については、マスクを正しく着用して実施してもらう。その場合、1 m以上距離を確保する。
- 大会に参加する選手・監督、大会関係者、観客に対して厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」や「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」などの活用を促す。
- 大会主催者は、入退場時、トイレ、休憩時間や待ち合わせ場所等を含め密閉、密集、密接それぞれを回避するほか、ハイタッチなど交流等を行わないことを呼びかける。

観客について

- 来場者の確認を取ることができない場合は、大会主催者・関係者及び参加者のみで実施することを検討する。
- 大会主催者は、出入口を限定し、観客等の入退場をコントロールする。
- 大会主催者は、大会の会場が公園や自然内で、観客エリアの制限が難しい場合は、大会関係者以外へ看板や放送などで注意喚起を実施する。
- 大会主催者は、観客を入れる場合、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況、会場の広さ、役員数等を総合的に勘案し入場できる観客の範囲を定め、事前に周知する。入場できる者は、事前申請された者を原則とするが、当日、受付にて検温の実施及び連絡先等(氏名、住所、電話番号、健康チェック)の確認が可能な場合は、当日受付も可とする。ただし、観客名簿(氏名、住所、電話番号が記載)を必ず作成し連絡先等を把握しておく。なお、取得した個人情報については大会終了後、約1ヶ月厳重に保管し、期間終了後シュレッダーにて裁断し、確実に廃棄する。また、当日入口にて検温を実施す

るとともに、許可証等入場を許可したことが分かるものを発行するなど観客の入場の管理を含めた対策を講じ、次の内容について事前に周知する。

- 観客として来場される方は、大会当日の朝、必ず検温し、発熱等の風邪の症状がある者は、来場できない。
- 観客はマスクを正しく着用し、周囲との間隔をできるだけ2 m（最低1 m）空けるとともに、発声による応援、楽器を使っての応援（学校のブラスバンドは除く）は行わない。ただし、夏季においては熱中症の心配があるため、マスクの着用は、柔軟に対応する。ただし、マスクを外す場合は周囲との間隔をできるだけ2 m（最低1 m）確保する。
- 屋外で実施される競技の観客は、十分な距離が確保できる場合、マスクを外すことができる。ただし、人に近づくととき、話をするときはマスクを正しく着用する。
- 水分補給は個人で容器を用意し、まわし飲みはしない。
- 昼食等は、個人で準備し他人への供与はしない。ただし、家族はこの限りではない。
- タオルは個人で準備し、共用しない。
- 上記の対応を守れない観客は退場させる。
- 大会主催者は、学校関係者以外の観客の入場を認める場合、入場エリアのゾーニング及び動線を別で確保することにより学校関係者と学校関係者以外が混在しないようにする。また、出入口、トイレ等についても学校関係者と別とする。
- 大会主催者は、ブラスバンド及びチアリーダー等（応援団含む）による応援を許可する場合、入場エリアをゾーニングする。また、ブラスバンド及びチアリーダー等（応援団含む）による応援に関するガイドラインを策定する。

陽性者が発生した場合の対応について

- 大会主催者は、大会開催後に監督、コーチ、選手、役員、観客等に陽性者が発生した場合には、監督、コーチ、選手、役員、観客等に連絡を取り、症状の確認がとれる体制を確保する。また、保健所が実施する疫学調査等に協力する。

※主催者は、上記以外の対策についても積極的に実施する。

大会開催可否について

- 県内の学校において、感染者が確認された場合の大会開催の可否については、大会主催者で協議の上決定する。
- 十分な感染防止対策をとることができない場合は、開催の中止又は延期を検討する。
- 鳥取県版新型コロナ警報の特別警報が発令された場合は、大会の中止又は延期を検討する。

その他

- 練習試合の実施にあたっては、上記の対策を実施する。
- 複数校での合同練習や記録会及び演技会等を実施する場合も、上記の対策を実施する。
- 県外への遠征（練習試合、合同練習、合宿）及び県内において県外の学校を招致して行う練習試合、合同練習、合宿の実施については、「鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参照すること。

○下記の要件に該当する場合は、県に以下のものを提出する。

- ・ 5, 000人を超える大会は、感染防止安全計画を作成し事前に提出し、終了後1か月以内に結果報告書を提出。
- ・ 1, 000人を超える大会は、感染防止対策チェックリストを事前に提出。
- ・ 上記以外のすべての大会は、感染防止対策チェックリストを自らホームページで公表する。

※各様式は、くらしの安心推進課ホームページに掲載

HP : <https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1216205.htm>

【提出（相談）先】

東部地区開催：<くらしの安心推進課> 電話：0857-26-7284

中部地区開催：<中部総合事務所環境建築局> 電話：0858-23-3982

西部地区開催：<西部ワンストップセンター（西部総合事務所内）> 電話：0859-31-9637

◎上記の方針は、現時点でのものであり今後の新たな情報等により随時見直しを行います。

<とっとり新型コロナ対策安心登録システムへの申請について>

<https://www.pref.tottori.lg.jp/c-toroku/>

<厚生労働省の「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」>

○アンドロイド版

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mhlw.covid19radar>

○iOS版

<https://apps.apple.com/jp/app/id1516764458>

